

判決年月日	平成 2 4 年 5 月 7 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成23年（行ケ）10091号		
○ 活性成分として、C I－9 8 1 半カルシウム塩に安定化金属塩添加剤を配合することによって、改善された安定性を有する医薬組成物とすることを特徴とする発明の容易想到性を判断するにあたり、審決が、C I－9 8 1 半カルシウム塩がラクトン体に比べて有利な化合物であり、そのことは本件発明において見出されたとの事実を前提としたことは、誤りである。			

（関連条文）特許法29条2項

被告は、発明の名称を「安定な経口用のC I－981製剤およびその製法」とする特許について、原告から無効審判の請求を受けた。特許庁は、訂正を認めた上で、①本件明細書における「塩基性の安定化金属塩添加物」なる用語は、特許法36条5項2号の規定に反するほどの明瞭さに欠ける表現であるとはいえない、②本件明細書の記載によって、「塩基性の安定化金属塩添加物」として使用できるとされている各金属塩について、総じて何らかの安定化効果が示されるであろうことが当業者には容易に理解しうるといえるから、特許法36条5項1号違反があるとはいえない、③甲1記載の発明におけるプラバスタチンに代えて、甲2記載のC I－981半カルシウム塩を使用すること（本件発明1の構成）を当業者が容易に想到し得たとはできず、甲2を主引用例としても、本件発明1の進歩性は否定できない等と判断して、無効不成立審決をした。本件は、原告が本件審決の取消しを求める事案である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、本件審決を取り消した。

本件明細書及び甲2の記載によれば、審決が判断の前提としたように、C I－981半カルシウム塩がラクトン体に比べて有利な化合物であり、そのことは本件発明において見出された、と評価することはできないのであり、本件発明1は、単に「最も好ましい態様」としてC I－981半カルシウム塩を安定化するものと認めるべきである。

したがって、甲1発明との相違点判断の前提として審決がした開環ヒドロキシカルボン酸の形態におけるC I－981半カルシウム塩についての認定は、本件発明1においても、また甲2に記載された技術的事項においても、硬直にすぎるといことができる。この形態において本件発明1と甲2に記載された技術的事項は実質的に相違するものではなく、この技術的事項を、甲1発明との相違点に関する本件発明1の構成を適用することの可否について前提とした審決の認定は誤りである。